

No. 4 (2018年6月25日)

2018年6月18日昼休みに非常勤教職員の無期化に関する勉強会、19日9時より人事課と勤務評定の取扱について意見交換会を行いましたので報告します。

無期雇用化に関する勉強会を開催しました

6月18日梅雨空のもと、教育学部A棟A112教室にて、非常勤教職員の無期雇用に関する勉強会を行いました。当日は非組合員の非常勤教職員を中心に52名が参加した。昼休みの短い時間ながら、多くの方々に参加したことから、本課題の関心の高さが伺えた。他方、多くの非常勤教職員に対して、十分な説明責任を果たしてこなかった人事課には、説明会を開催するなど改善を促したい。

勉強会の概要

勉強会は非常勤教職員の無期化に関連する、改正労働基準法・訴訟事例に関する資料（野本弁護士作成）、非常勤教職員の無期労働契約への転換例（人事課作成）、非常勤教職員質問・回答集（組合、過半数代表、人事課作成）をもとに進められた。野本弁護士による講演では、今回の労働契約法18条の要点、埼玉大学の規定改定による問題点、また実際に野本弁護士が扱っている民間企業における有期従業員の訴訟を軸に説明がなされた。

転換時の注意点として、1) 通算契約期間のカウントと休職、2) 無期転換行使の時期、3) 契約が無期化する時期、4) 無期化した後の（契約期間以外の）労働条件、5) 無期転換ルール適用を控えた企業の問題対応（無期転換権の放棄、無期転換の事後放棄）、6) 無期転換阻止の雇い止め、などが挙げられた。

民間企業における雇い止め訴訟例

民間企業では、契約が無期化した従業員に対する待遇改善を目的として、従来の有期および無期の中間的な立場である「限定正社員制度」を導入するところもあるとのコメントがあった。限定正社員は、地域内の転勤もあり、より責任ある業務を遂行することが望まれるようである。企業における無期転換阻止の雇い止め例として、労働条件切り下げ型、上限設定型、不更新条項・不更新通告型、試験選抜・能力選抜型、クーリング期間悪用型などの存在が示された。

質疑 質疑では、今後公募対象となる職員から不安の声があがり、野本弁護士からは、部局の異なる非常勤教職員間で情報共有する必要性が説かれた。また雇用に関して常勤職員や上司等と話す際は、メモを取ることのアドバイスがあった。また、今回の参加した非常勤教職員の多くは、改定された規則等に目を通していなかったため、自分の労働環境・契約に関する規則などは見たほうがよいとのアドバイスがあった。



事前アンケートからの抜粋

質問	回答
無期転換後の時給等	時給単価は変わらない。従来通り人勤準拠のベースアップ適用
非常勤職員間の時給の違い	常勤教職員に準じ、学歴、経験年数を勘案
評定者	監督者、補助者の2名
法人化後採用者、契約期間満了	公募に通ると無期転換可能
法人化以前の採用者	無期労働契約転換申込書の提出必要
通算雇用期間の計算1	退職後6ヶ月未満の採用は前後通算して雇用期間に算入
通算雇用期間の計算2	産休育休は通算雇用期間に算入

人事課との意見交換会 勉強会においても懸念が示された勤務評定について、組合はまず当事者である非常勤教職員の声を聞いて制度設計を行うべきである点を指摘すると共に、今後要項の制定に際しては、規則制定時と同様、組合との協議を行うよう申し入れました。また、組合は評定要領の「評価者、補助者、本人での面談において、常勤教職員同様の自己評価をする機会を設ける点、勤務評定が3点満点×8項目24点満点のうち22点は厳しい点、評定着眼点の修正」等の改善意見を出しました。さらに、一度の勤務評定で雇用継続の可否が判断されることに対して疑義を呈しました。

組合より 野本弁護士のお話にもあったように、労使交渉次第で無期化以降の労働条件は大きく変わっていきます。組合としてはこの問題に真摯に取り組んでいく所存ですが、そのためには非常勤教職員の皆様の参加が不可欠です。構成員に非常勤職員がいるかどうかで、当局の態度は大きく変わります。アンケートへのご返答と、組合へのご加入をなにとぞよろしくお願い申し上げます。また秋には「交流会」を開催予定ですので、そこでお目にかかることができれば幸いです。（書記長 宮田伊知郎）

今回の勉強会を開催するにあたり、野本弁護士のみならず過半数代表および人事課にご協力頂いたことに謝意を表します。また非組合員向けの勉強会を、組合費から捻出することに対し、複数の組合員からお叱りを頂きましたが、今後は**組合員**を対象とした雇用、待遇改善のために、組合執行部は汗を流すことを約束し、今回の勉強会等についてはご理解下さい。非組合員各位の個別事案については、直接人事課に問い合わせを頂くとともに、ぜひとも関連する規則等を御一読下さい。（副委員長 上野茂昭）

関連する規則等（最近制定され、WEB未掲載のものもある）

埼玉大学規則一覧 URL : <http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/mokuji-n/index-0.html>

- ・ 国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（平成30年3月15日改定）
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-34.pdf>
- ・ 国立大学法人埼玉大学人事考課要項および同取扱
- ・ 国立大学法人埼玉大学非常勤教職員（有期労働契約者）の勤務評定に関する取扱要項（平成30年5月23日制定）
- ・ 国立大学法人埼玉大学無期労働転換に関する取扱要項（平成30年3月15日学長裁定）

雇用や採用についての質問、相談の窓口

所属する部局の監督者 又は 人事課人事第一係 （内）3132

なお、組合では、非常勤教職員のための勉強会や交流会を行っており、こちらも活用されたい。

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : <http://kumiai.client.jp>

TEL/FAX : 048-853-5609 内線 : 3160

組合事務室は第2生協1F 開室時間：月火水木 12時~17時

